

豚肉の差額関税制度について

平成17年7月

農林水産省生産局
畜産部食肉鶏卵課

1. 制度創設（昭和46年）の経緯

(1) 豚肉は牛肉と比べて、

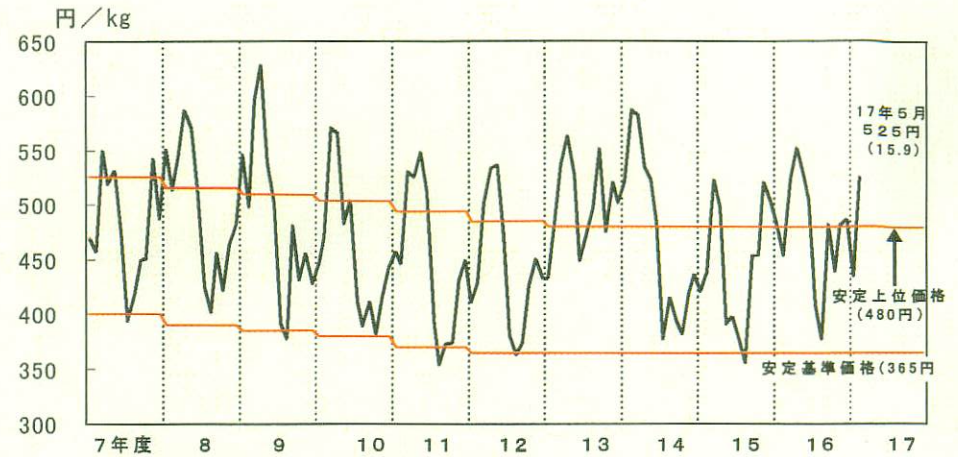
- ① 夏場の受胎率の低下によって、約1年後に出荷される豚の頭数が減少すること等により、夏場に価格が上昇する一方、秋から冬にかけては出荷頭数が増加し価格が下落することから、年間を通じて価格変動が激しく、
- ② また、国産と輸入との品質格差が少ない一方で、海外との生産コスト差が大きいこと

等の特性がある。

(2) 昭和40年代前半に国内外から豚肉の輸入自由化を求める声が高まり、その対応を求められた際には、(1)で述べた豚肉の特性から、輸入数量制限が撤廃されると、安価な豚肉が大量輸入され、国内生産に悪影響を及ぼし、ひいては、国内の生産基盤が縮小し、消費者への安定供給に支障を来すことが懸念されたところである。

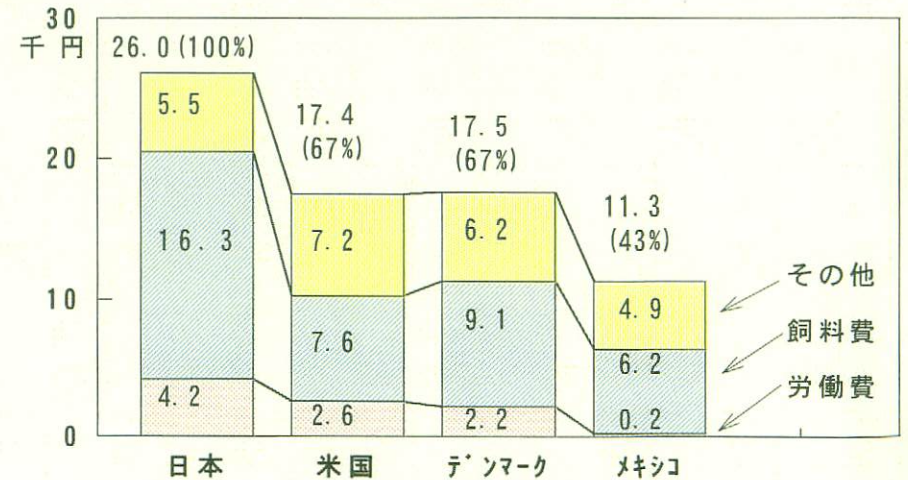
(3) このため、昭和46年10月の輸入自由化の際は、安価な豚肉の大量輸入による国内需給の混乱を防止することを目的として、差額関税制度が設けられたところである。

○ 豚枝肉卸売価格の推移（東京・大阪加重平均）



資料：農林水産省「畜産物流通統計」

○ 生産コストの国際比較（生体100kg当たり）



資料：農林水産省「肥育豚生産費調査（平成16年度速報）」

USDA「HOGS COST AND RETURNS」

独立行政法人農畜産業振興機構調べ

注：日本は16年、米国は10年、デンマークは14年、メキシコは11年の値

2. 制度の仕組み

(1) 具体的には、

- ① 輸入品の価格が低いときには、基準輸入価格に満たない部分を関税で徴収し、国内養豚農家を保護する一方、
- ② 価格が高いときには、低率な従価税を適用することにより、関税負担を軽減し、消費者の利益を図る。

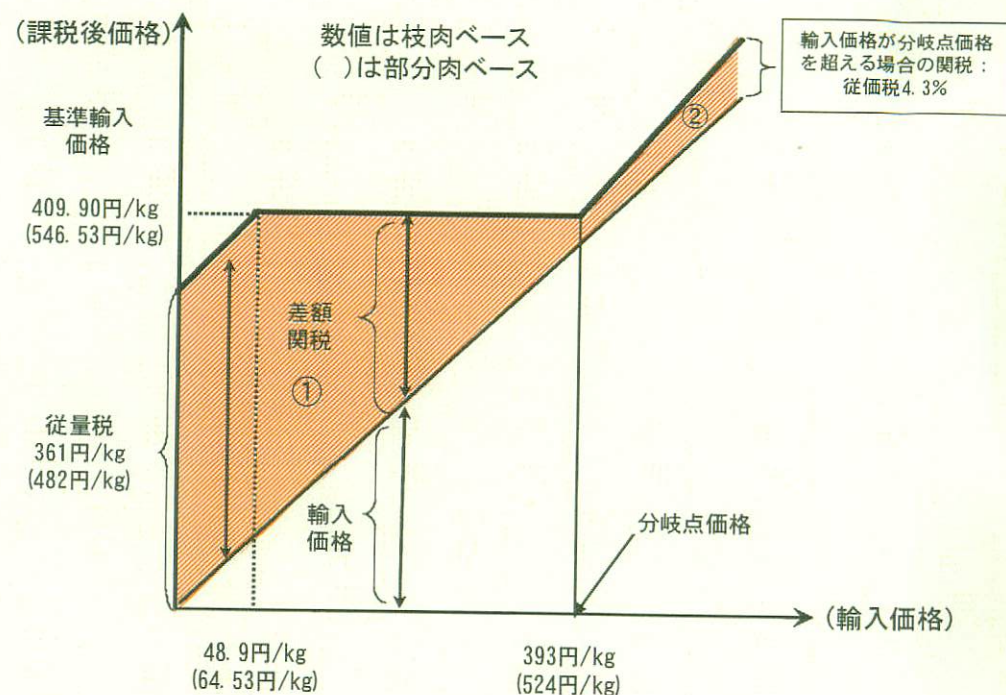
という仕組みになっており、需要者と国内生産者のバランスを図ることとしている。

(2) 例えば、枝肉を例にすると、

- ① 輸入価格が分岐点価格（393円/kg）以下の場合には、基準輸入価格（409.90円/kg）と輸入価格との差額（右図①の部分）が課税される。
- ② 輸入価格が分岐点価格（393円/kg）を超える場合は、従価税（輸入価格の4.3%）（右図②の部分）が課税される。

(3) 本制度によって、国内生産者のみならず、消費者に対しても、新鮮で安心な国産豚肉の安定供給の確保を図ってきたところである。

○ 差額関税制度の仕組み（数値は平成12年度以降）



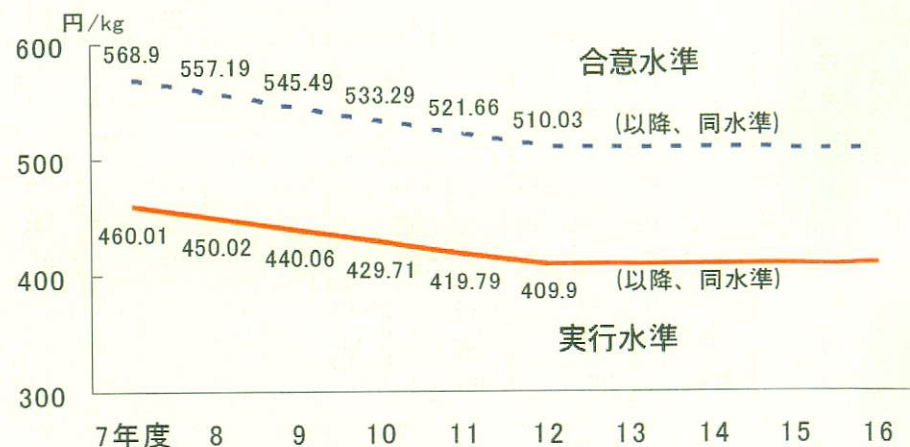
(4) 本制度の下、基準輸入価格については、国内生産者と需要者とのバランスも考慮しながら、逐次引下げを行ってきたところである。ウルグアイ・ラウンド農業交渉においても、関係国との協議の結果、

- ① 合意水準以上の基準輸入価格の自主的引下げ（例：平成12年度以降の基準輸入価格510.03円/kg（合意水準）→409.90円/kg）を行う一方で、
- ② その代償として、輸入急増の際は関税を合意水準まで引き戻す関税の緊急措置を導入したところである。

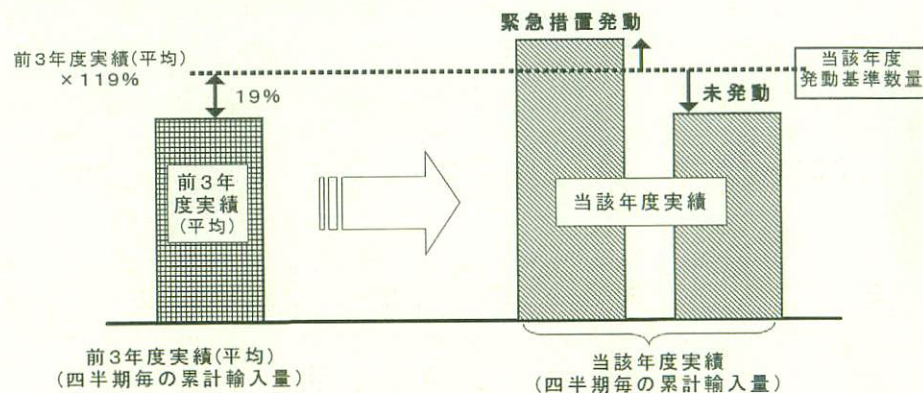
注 豚肉関税の緊急措置の概要

年度初めから各四半期の終わりまでの累計輸入量が、一定水準（過去3年度同期の平均輸入量の119%）を超えた場合、年度の残りの期間について、基準輸入価格を合意水準まで引き戻す制度。

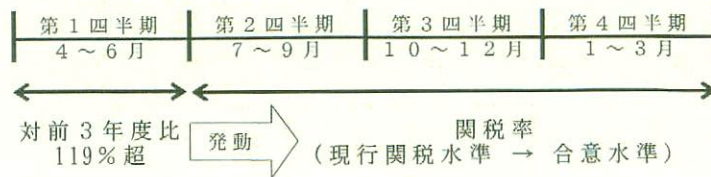
○ 基準輸入価格の推移（枝肉ベース）



○ 豚肉関税の緊急措置の概要

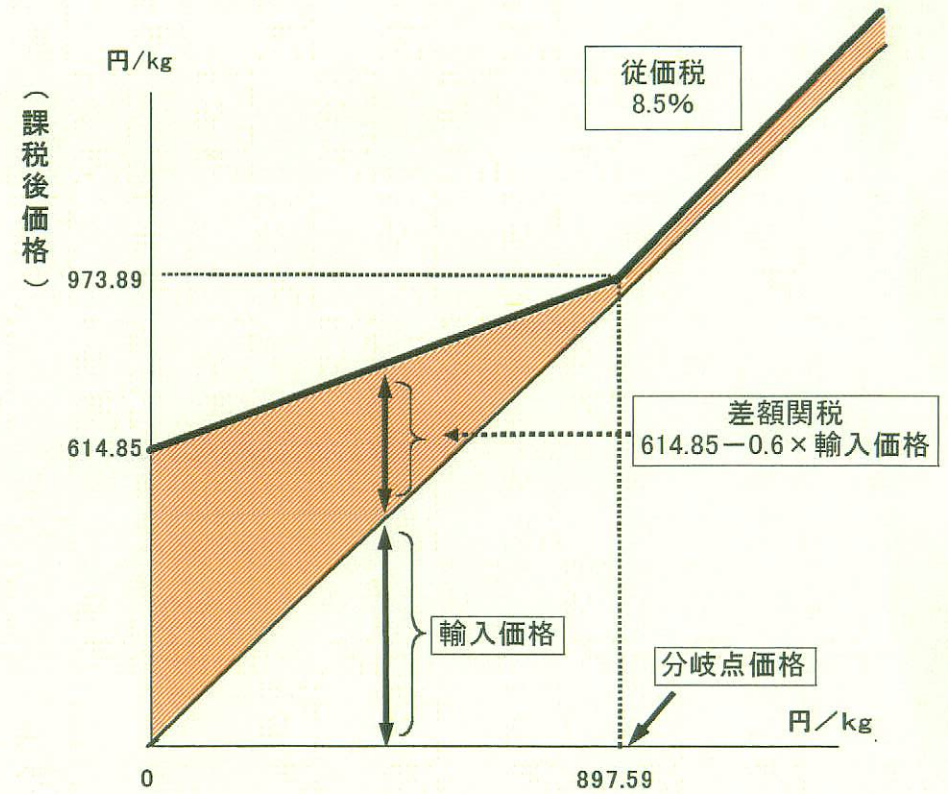


○ 緊急措置の発動例（第1四半期に発動基準数量を超えた場合）



(5) なお、国内の加工業者の保護のため、豚肉だけでなく、ハム・ベーコン等の豚肉加工品についても差額関税制度が導入されている。

○ 加工品の差額関税制度（数値は平成12年度以降）

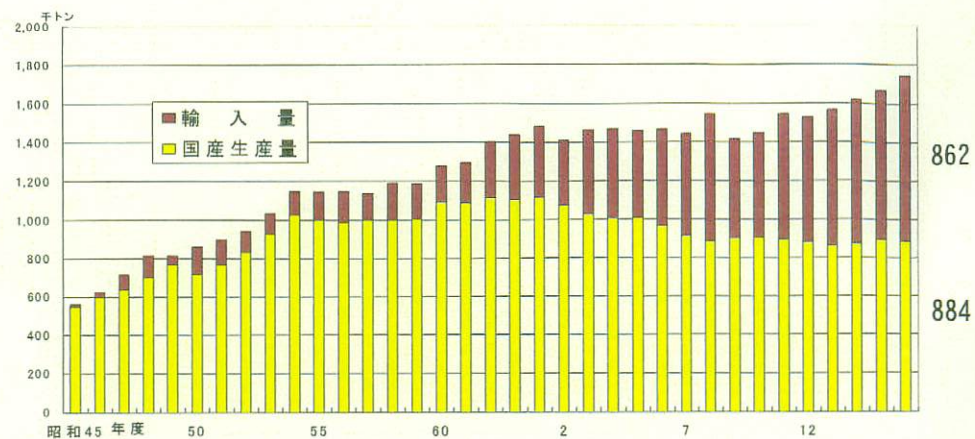


3. 豚肉輸入の現状

(1) 基準輸入価格が中長期的に引き下げられてきたこともあり、国内需要の増加をまかなう形で、豚肉の輸入量は増加傾向で推移してきたところである。

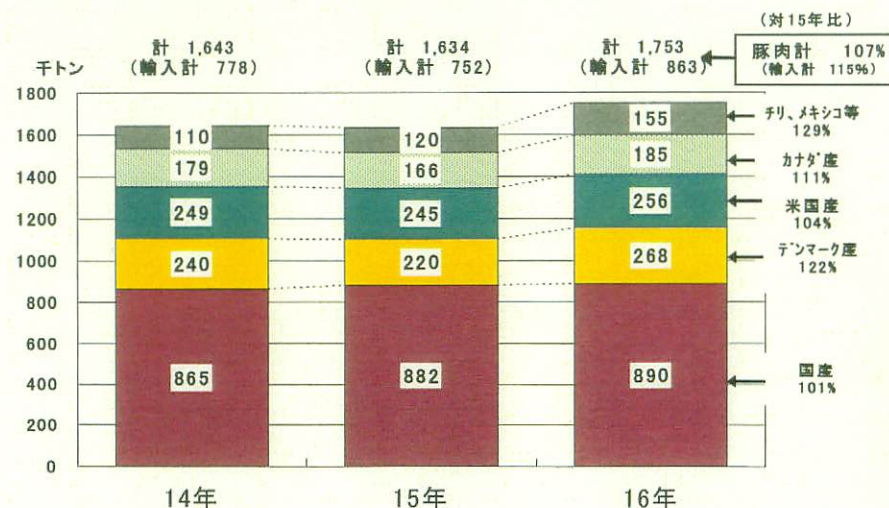
(2) 近年における我が国への豚肉の主要輸出国は、デンマーク、米国、カナダ、チリ、メキシコであり、平成16年は、米国産牛肉の輸入停止に伴う代替需要増により、豚肉の輸入量は過去最大の約86万トンとなっている。

○ 輸入・国産数量の推移（部分肉ベース）



資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「貿易統計」

○ 豚肉の供給量（輸入・国産、部分肉ベース）



資料：農林水産省「食肉流通統計」、財務省「貿易統計」

(3) 豚肉は、需給動向を反映して部位により価格が異なり、ロース、ヒレ等は比較的高く、うで、もも等は比較的安くなっているところである。

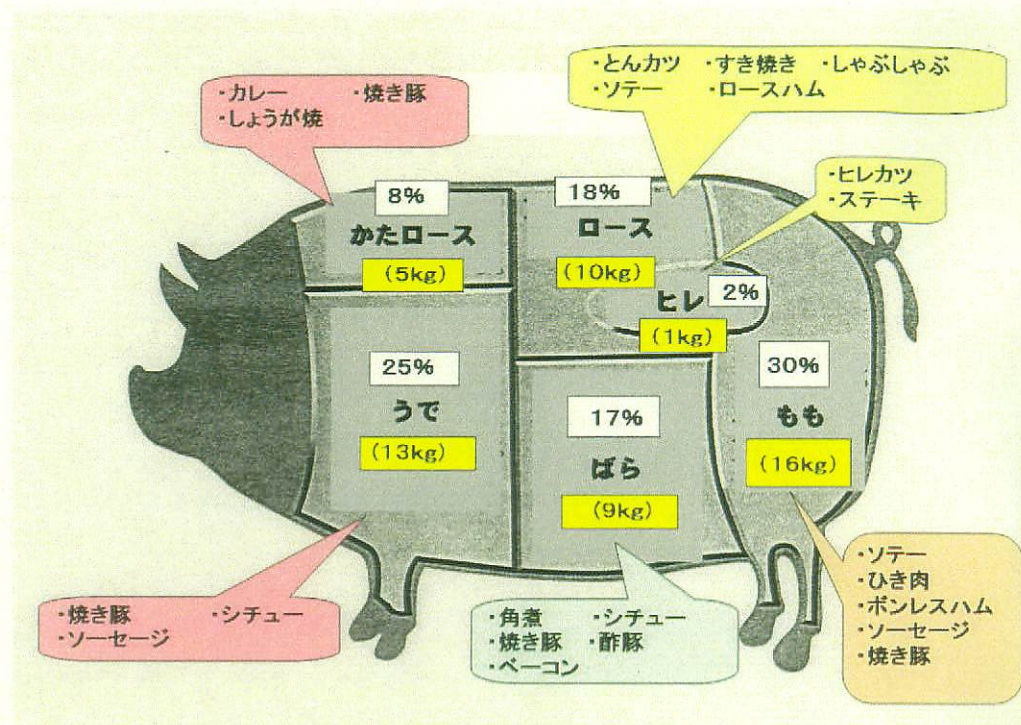
豚1頭分(部分肉)に占める各部位の重量割合

ロース：18%、ヒレ：2%、かたロース：8%、ばら：17%、
うで：25%、もも：30%、

(4) 現行制度の下では、輸入豚肉の課税後の価格は、基本的に基準輸入価格を下回らないような仕組みとなっているが、実際の輸入では、価格の高い部位と安い部位を組み合わせ分岐点価格(部分肉：524円/kg)に近い価格で輸入するケースが多いといわれている。

(5) したがって、部位別に見れば、基準輸入価格を下回るような部位が国内で取り引きされることもありうるが、このような場合においては、高価格部位も併せて輸入する必要があることから、結果的に低価格部位の輸入抑制効果が発揮されているものと考えられる。

○ 豚部分肉の主な用途 (部分肉 5.4kg)



○ 豚肉の輸入例

輸入されるコンテナ (20ト)

ヒレ
+
ロース
+
もも
+
うで

⇒

<通関>

輸入申告価格が分岐点価格(部分肉：524円/kg)に近い程、関税額は少ない

⇒

<国内>

輸入豚肉の卸売価格
ヒレ 801円/kg
ロース 561円/kg
もも 423円/kg
うで 395円/kg

(注) 輸入豚肉の卸売価格は、カナダ産冷凍豚肉の仲間相場(16年度平均)である(農畜産業振興機構調べ)。

4. 豚肉の差額関税制度をめぐる動き

- (1) 本制度の下、輸入申告価格を高く偽ることによって関税を不当に免れるといった不正輸入が、本年に入ってから2件摘発されている。
- (2) 不正申告による脱税行為は許し難い反社会的行為であり、今後とも、厳正に対処していく必要がある。
- (3) 農林水産省としては、これまでもこうした不正輸入の再発を防止し、本制度を円滑に運営するため、
- ① 食肉関係業者に対して関税法令等の遵守の徹底を指導するとともに、
 - ② 関税法違反の疑いのある事案について関係機関に情報提供を行うなど、関係機関による取締りが徹底されるよう連携を図ってきたところである。
- (4) 今後、更に、関係機関との一層の連携強化を図るとともに、食肉業界全体におけるコンプライアンス体制の確立・徹底についての指導等を積極的に推進していくこととしている。

○ 最近の豚肉の不正輸入の例（最近2年間）

いずれも、輸入豚肉の課税価格を実際より高く申告して、輸入豚肉に対する差額関税を免れたというもの。

	告発年月	脱税額	備考
A社	16年2月	約1億3千万円	
B社	16年3月	約1億1千万円	
C社	17年5月	約62億8千万円	
D社	17年6月	約9億4千万円	ほか、3社が、D社の不正行為による輸入貨物として知りながら購入したとして摘発

○ 豚肉の不正輸入問題への農林水産省としての対応状況

- ① 豚肉輸入制度に関する関係者への指導
 - ・ 関係団体幹部への法令遵守の徹底の指導 [4月20、21日]
 - ・ 指導文書の発出（畜産部長名）[4月25日及び27日]
（その後も摘発事例があったことから、改めて指導文書を再度発出する予定）
 - ・ リーフレットの作成・配布 [4月25日～]
- ② 食肉業界全体のコンプライアンス体制の確立、徹底
 - ・ 食肉関係団体及び団体傘下の企業のコンプライアンス体制の整備状況の調査 [5月30日～]
 - ・ 食肉関係団体に対するヒアリングの実施 [5月30日～]
- ③ 関係機関との連携強化
 - ・ 情報提供及び意見交換
 - ・ リーフレットの配布 [5月12日～]

5. 豚肉の差額関税制度の取扱い

(1) 豚肉の差額関税制度は、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意においてもその機能が維持されたものであり、現在行われているWTO農業交渉の中で議論されるべきものであると考えている。

(2) 本制度については、昨今の制度を悪用した不正輸入が摘発される中、今後の制度のあり方については、国内の生産者、実需者及び消費者からの様々な意見を聴取し、これを踏まえた上で、検討していきたいと考えている。

○ 豚肉の差額関税制度に対する関係者の主な意見

- ・ 差額関税制度は、国内の豚肉生産を維持する上で重要な役割を果たしている。
- ・ 不正防止のための取締りの徹底を図りながら、現行制度を堅持すべき。
- ・ 制度は、他にも類例のない複雑な仕組みであり、より簡素で透明性の高い制度にすべき。
- ・ 現行制度の下では、必要な部位を必要な量だけ輸入することが困難。
- ・ 違法行為を犯した安い豚肉など望まない。